

## 令和6年度（2024年度）エゾシカ狩猟体験ツアー委託業務処理要領（案）

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する、令和6年度（2024年度）エゾシカ狩猟体験ツアー委託業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 1 委託業務名

令和6年度（2024年度）エゾシカ狩猟体験ツアー委託業務

### 2 業務の目的

北海道での狩猟経験のない道外狩猟者にエゾシカ狩猟を体験してもらい、北海道の自然体験や狩猟の楽しさ、エゾシカのジビエとしての魅力を知ることを通じて、今後、北海道でのエゾシカ狩猟を継続的に実施する動機付けとする。また、新たな道外狩猟者の参入の呼び水となるよう、狩猟体験によるPR資料を作成し、エゾシカの捕獲の魅力の発信を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）2月14日まで

### 4 業務の内容

#### (1) 体験ツアーの催行

北海道での狩猟が未経験の道外狩猟者から、エゾシカ狩猟体験ツアーに参加する人員を募集し、「猟区」における狩猟期が始まる9月15日以降に、占冠村及び西興部村に設定されている「猟区」において、安全かつ魅力ある狩猟体験をしてもらうためのツアーを実施する。狩猟体験に際しては、猟区のガイドによる案内で安全かつ他の狩猟者の影響が無い環境で余裕のある狩猟を楽しめるようにするとともに、狩猟で捕獲されたエゾシカを解体し、持ち帰りできるよう加工するまでを体験できるようプログラムを設定する。また、実施に際しての案内や羽田空港からの現地への往復の移動及び宿泊について、ツアーとして手配を行う。

#### (2) PR資料の作成

体験ツアー実施後に、実体験の状況を写真や文章によって紹介し、北海道の狩猟の魅力を伝えるPR資料（動画、ポスター、リーフレット等、具体的に）を作成する。

### 5 業務の実施方法

#### (1) 体験ツアーの催行

##### ア 参加者募集・選定

(ア) ねらい 参加希望者から、リピーターとなり得て、魅力を伝える能力が高い者を選定する。

(イ) 募集期間 令和6年8月～9月頃。

(ウ) 募集方法 道が8月に実施予定の首都圏での狩猟魅力PRイベントで参加者を募集するほか、ホームページでの募集を行う。募集の際に、参加への意気込み等の意見を聞き、リピーターとなる可能性が高いと見込まれる者を選定するようにし、また、写真や作成した文章等が、北海道により広告に利用されることに承諾することを前提とする。

(エ) 募集対象 募集する参加者は、道外の狩猟者で、北海道における狩猟未経験者を対象とする。交通宿泊費（羽田空港からの交通費と猟区域内での宿泊含む）と猟区での狩猟体験等の費用を自己負担なく参加できることとする。

要件として、エゾシカの捕獲能力を有する猟銃を所持すること、体験ツアーの実施日までに令和6年度の北海道の狩猟者登録（第1種銃猟）の登録を行っていること、北海道での狩猟の魅力を伝える広告に掲載するため、その体験等の状況をとりまとめたレポートの提出（A4判1枚、400字程度以上）を行う。

(オ) 募集人員 計8名（2猟区×2名×2回）

#### イ 狩猟体験ツアーの実施

(ア) ねらい 北海道での狩猟の魅力について、体験内容を充実させるため、安全かつ最大限参加者の満足度を充足させるプログラムを猟区ガイドと調整して企画する。

(イ) 実施時期 令和6年9月15日～12月頃。

(ウ) 内 容 参加者との旅行契約の締結

羽田空港から占冠村及び西興部村までの移動手段等の設定・手配・説明

占冠村及び西興部村における宿泊先の予約・手配

旅行保険（通常ツアー契約の範囲で施される範囲に限る）の加入

捕獲準備（猟区管理者・ガイドとの事前打合せ）

狩猟の実施（狩猟実践：1ツアー当たり午前及び午後の2回）

捕獲個体の解体の手配（施設利用、消耗品等準備）

捕獲個体を使用した宿泊先での調理の手配

参加者へのレポート作成の依頼と回収

その他必要なオプションなどの設定と実施

(エ) 対象人数 最大8名

#### (2) PR資料の作成

ア ねらい 北海道におけるエゾシカ狩猟の魅力を広く道内外狩猟者に伝えるための広告資材の作成を行う。

イ 内 容 (1)で実施したツアーのレポートに、狩猟場所の風景及び狩猟体験中の写真などを組み合わせ、PR資料（動画、ポスター、リーフレット等）を作成する。

#### (3) その他

上記業務に関する、進捗状況に合わせた委託者との事務、業務調整を定期的に行うこと。

### 6 業務処理に当たっての留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として委託者と受託者が協議して決定する。

(2) 既に補助金等を受けている事業と同一対象範囲の事業については本事業の対象とはならない。

(3) 体験ツアー中の移動にかかる費用、宿泊費、猟区における入猟料及びガイド料等について、参加者から費用を聴取しないこと。

(4) ツアー参加者の宿泊初日の夕食で提供するエゾシカ肉は、エゾシカ肉処理施設認証制度の認証を受けた処理施設において解体処理されたものを使用すること。

(5) 事業の実施にあたり、確実かつ効果的に遂行できる体制を構築すること。

(6) チラシ等の資材の作成にあたっては、配布対象を明確にすること。

(7) 参加者の選定に当たっては、申込の際にこの事業の目的十分理解していただくようコンセプトが明確に伝わる工夫を行い、年齢、性別、地域などもできるだけ幅広になるようにすること。

### 7 業務処理計画書について

受託者は委託契約後、実施スケジュール等を記載した業務処理計画書を速やかに委託者へ提出し、承認を受けること。

### 8 成果品

委託業務を完了したときは速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した報告書を委託者へ提出すること。

なお、作成に当たっては次に留意すること。

(1) 実施事業の詳細内容、効果、PR資料等に関する内容を含むこと。

(2) 事業の実施内容には、体験ツアーのレポートの内容及びその分析を、PR資料には作成のコンセプトを含むこと。

(3) 参加者の住所、氏名、連絡先等に関する資料を添付すること。

- (4) PR資料の作成に当たっては、マイクロソフト社の Word または PowerPoint を使用しカラーで作成し、ページ数はA4版で12ページ以上にまとめるものとする。
- (5) 提出は、紙媒体1部（A4判）及び同内容を格納した電子媒体（CD-R等）1部とすること。

## 9 成果品の取扱い

本業務の成果品に係る一切の権利は委託者に帰属するものとし、その許可なく他者に公開してはならない。

## 10 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

## 11 要領変更

受託者は、やむを得ない事情により本要領の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得ること。

## 12 記載外事項

本要領に記載されていない事項については、別の業務仕様書に基づき、委託者の指示に従うこと。

## 13 その他

本要領の記載内容に疑義が生じた場合については、委託者と協議すること。